

都市計画道路の見直し

平成29年5月25日

大阪府 都市整備部 都市計画室

都市計画道路見直しについて

1. 見直しの背景
2. 見直しの考え方・留意点
3. 見直しの視点
4. 見直しの進め方
5. 見直しの結果
6. 今後の進め方

1. 見直しの背景

◇昭和30年代～40年代

高度経済成長

道路整備を優先

→数多くの道路が都市計画決定される



低成長の時代

事業進捗の鈍化

→数多くの未着手の都市計画道路が存在



◇現在

成熟型社会

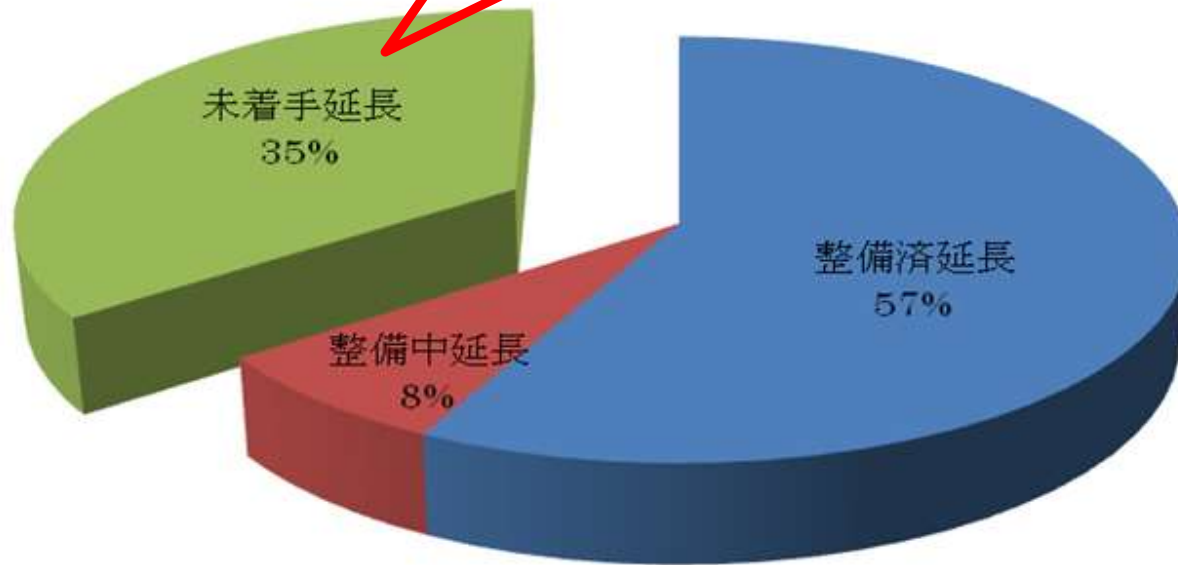
選択と集中

→必要性の低い多数の未着手路線
土地利用制限の長期化

1. 見直しの背景 <都市計画道路の現状>

都市計画道路の整備状況(大阪府)

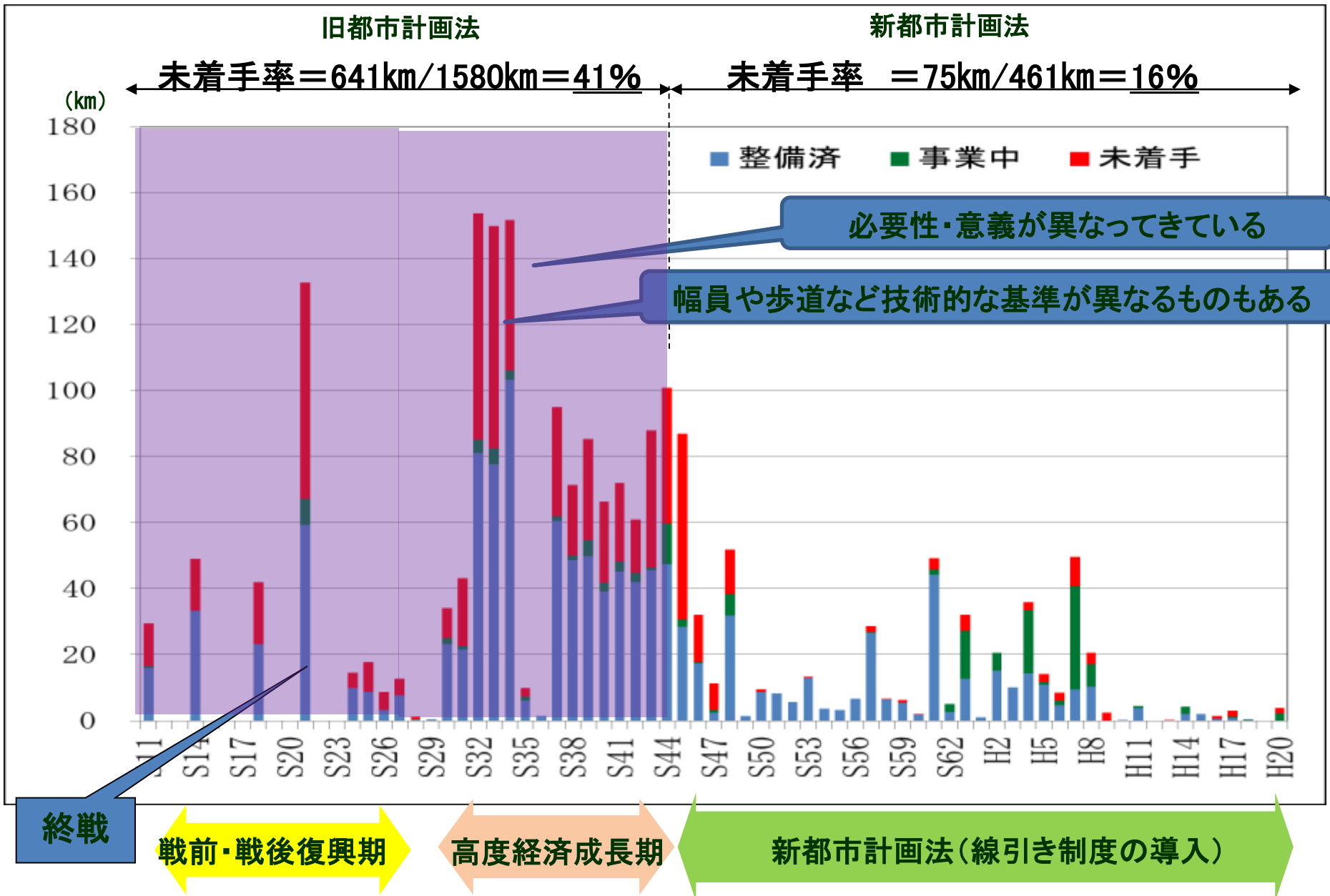
4割近くが未着手



路線数: 994路線 総延長2040km

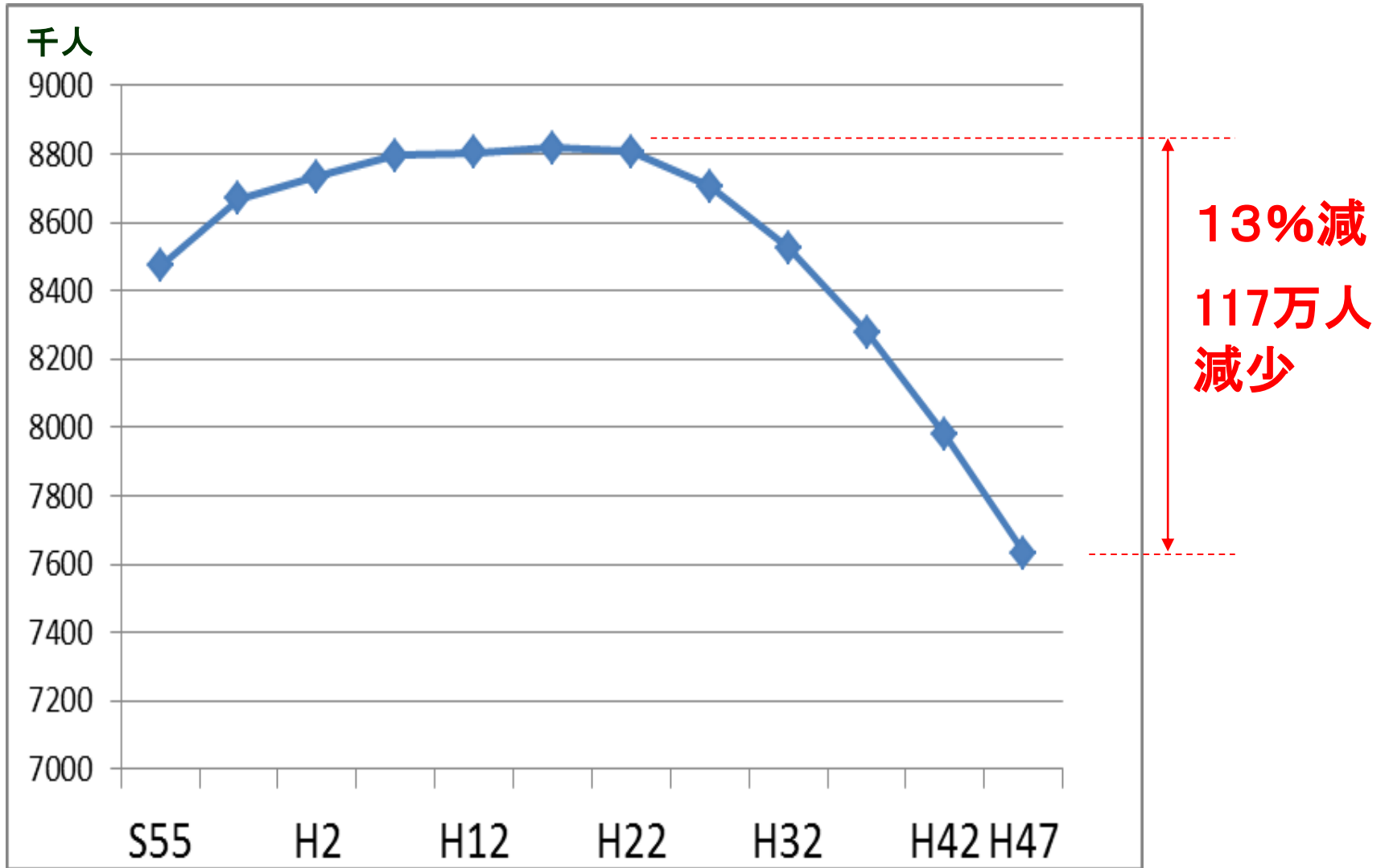
(H22年4月時点)

(大阪府)年度別都市計画決定延長



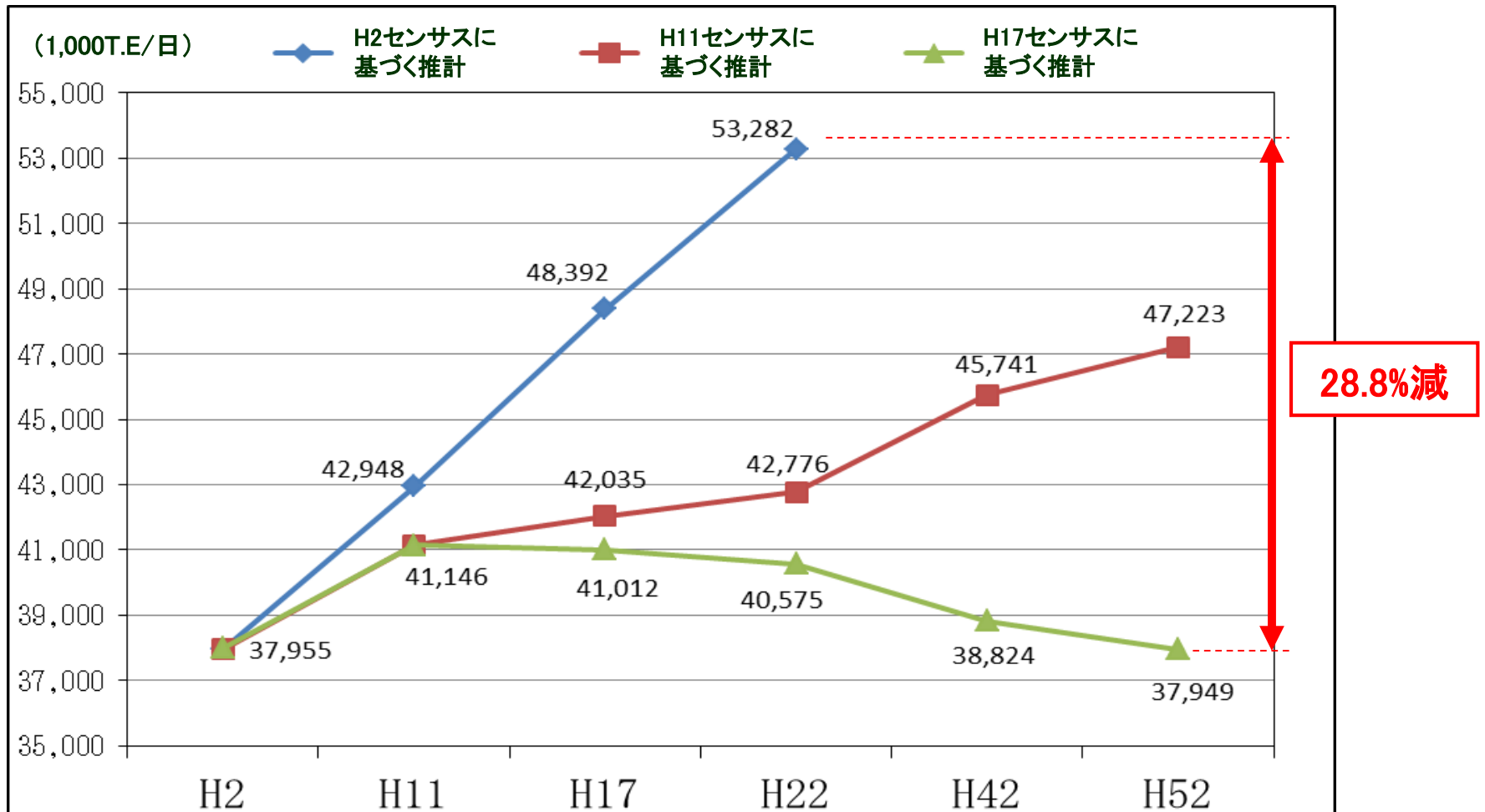
1. 見直しの背景 <人口>

大阪府の人口推移



1. 見直しの背景 <交通量>

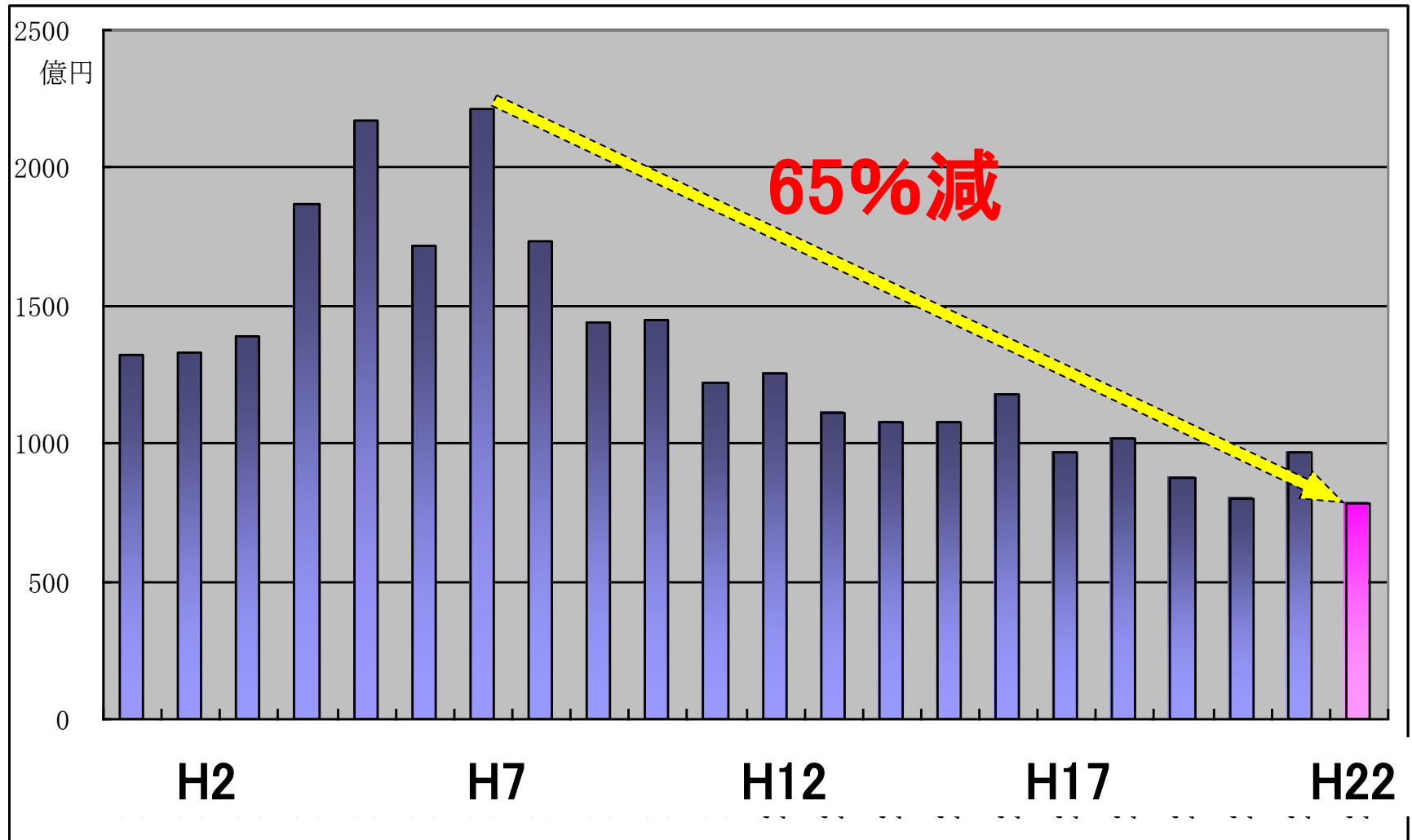
発生集中交通量の推移(近畿版)



※道路交通センサス:国土交通省が5年毎に全国の交通量を調査し、とりまとめたもの。

1. 見直しの背景 <公共投資の制約>

大阪府道路予算実績



出展:大阪府

1. 見直しの背景 <法的課題>

都市計画に関する訴訟の問題

都市計画道路整備の遅れにより、都市計画法第53条に基づく建築制限等の長期化に対して住民の不満や不信感が生じてきている。

都市計画決定における訴訟事例

○ 盛岡事件(平成17年最高裁判決)

都市計画決定から60年以上未着手である路線による権利制限に対して損失の補償を請求した事件。

判決は棄却されたが、建築制限の期間を考慮することなく損失補償が必要がないとする考えは大いに疑問といった裁判官補足意見あり。

○ 静岡県伊東市で都市計画道路内の建築について不許可とされたことに対して行政処分 の取り消しを請求した事件(平成20年3月最高裁は県の上告棄却、平成17年10月高裁 判決確定)

都市計画法は客観的、実証的な基礎調査の結果に基づいて、都市計画が策定されることを求めており、県の計画は周辺の人口予測が過大設定であることから、これに基づいた将来の交通量の予測も合理性に疑いがあると言わざるを得ず、拡幅計画が違法と評価された。 ⇒ 静岡県敗訴

2. 見直しの考え方・留意点

見直しの意義・効果

①時代に適合した都市計画道路への変更

- 需要の変化に対応
(人口減少・経済の低成長、市街地の拡大抑制など)
- 現在の道路規格(歩道の有無・幅員等)への適合

② 不要な権利制限の解除

- 長期にわたる建築制限の解除
- 土地利用の活性化、土地の流動性向上

2. 見直しの考え方・留意点

見直しにあたって目指すべき将来像、集中・選択の方向性

- 活力・競争力のある都市の形成
 - 次世代産業の誘致、集積
 - 物流機能の強化

- 集約・連携型都市構造の強化
 - 鉄道駅を中心とした都市機能の維持・強化

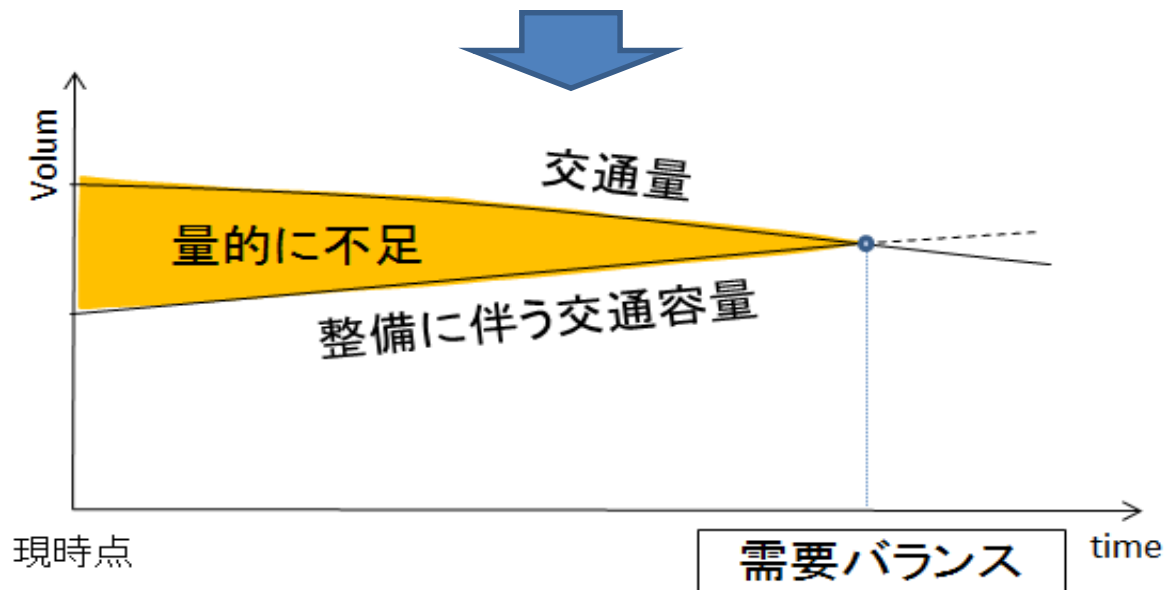
- 環境負荷の小さい都市・地域づくり
 - 歩いて暮らせる快適な生活環境
 - 緑陰に覆われた多様な街路空間形成

- 災害に強い都市・地域づくりの推進
 - 円滑な救援・救助が可能な地域づくり

2. 見直しの考え方・留意点

都市計画道路の見直しは 「必要性」 + 「実現性」

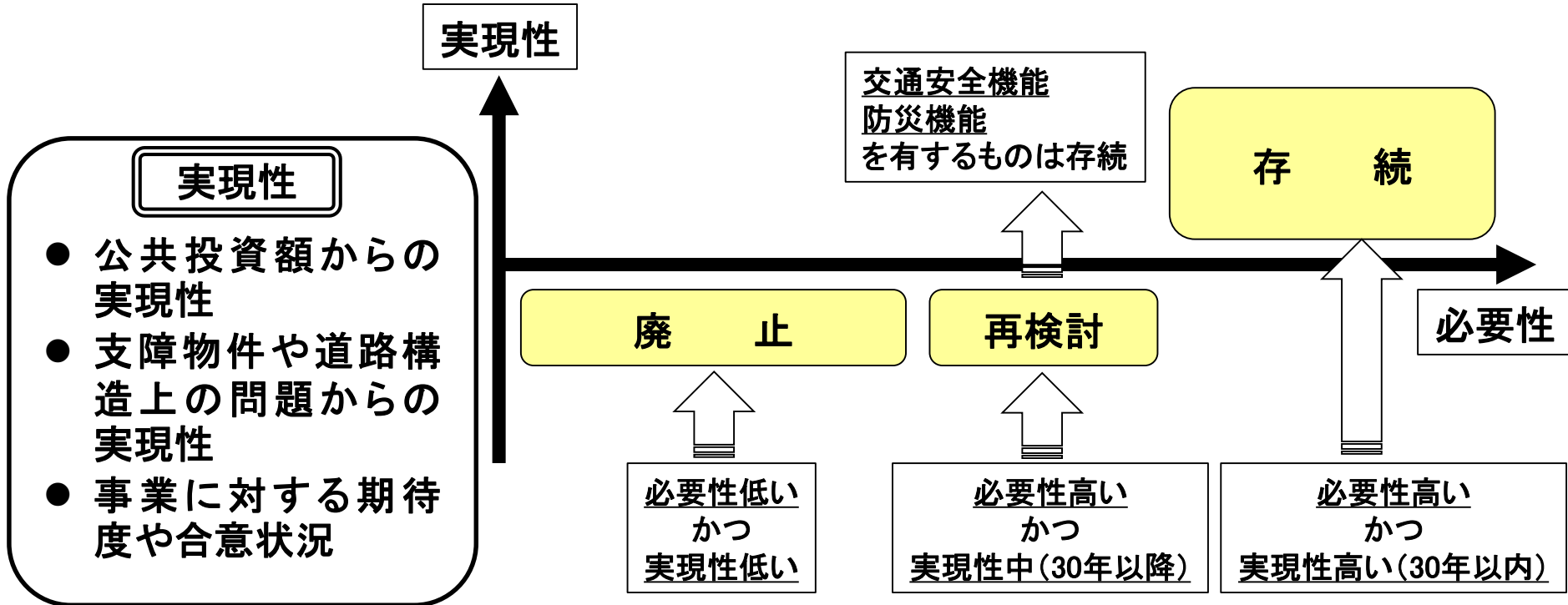
都市活力維持のためには、現在の道路だけでは不十分



現在の整備速度を考慮して、概ねの整備期間を算出

概ね30年以内に着手

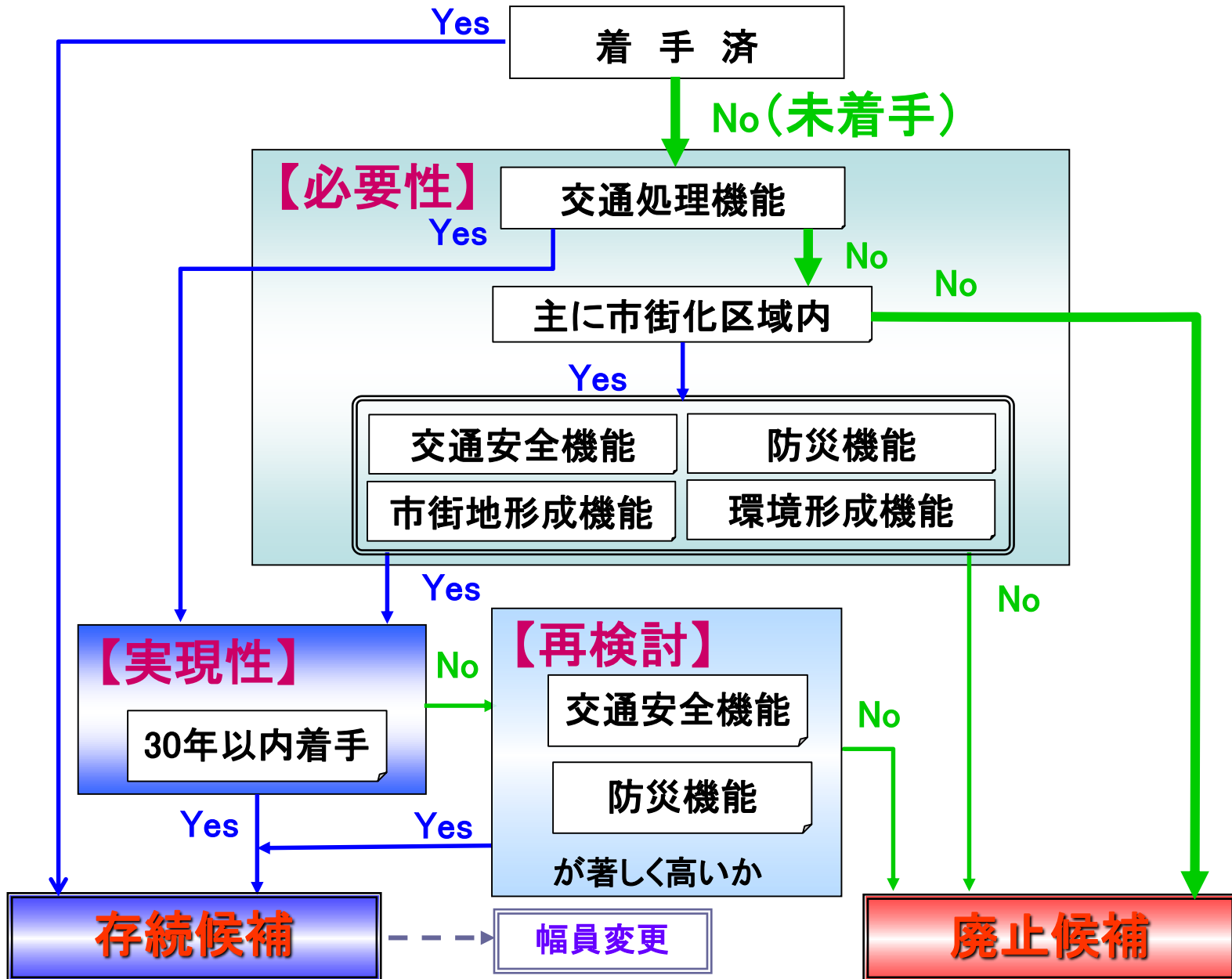
3. 見直しの視点(必要性・実現性)



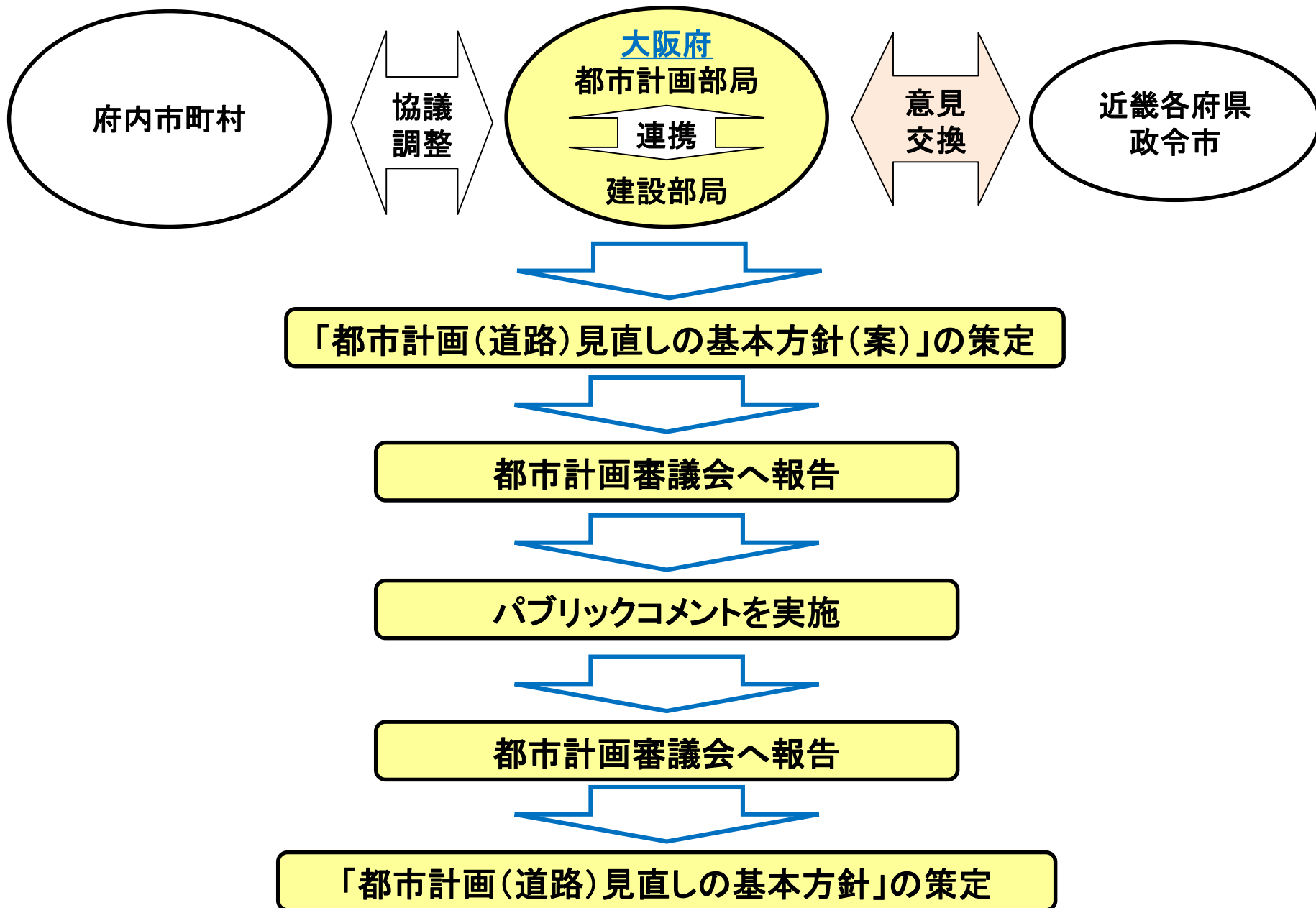
- 実現性**
- 公共投資額からの実現性
 - 支障物件や道路構造上の問題からの実現性
 - 事業に対する期待度や合意状況

- 必要性**
- 都市づくりの方針との整合性(都市計画区域マスタープラン)
 - 交通処理機能
 - 交通安全機能
 - 市街地形成機能
 - 環境形成機能
 - 防災機能
 - 代替機能となる路線の存在

3. 見直しの視点 <見直しフロー>



4. 見直しの進め方 <「都市計画(道路)見直しの基本方針」の策定>



4. 見直しの進め方 <都市計画変更の手続き>

「都市計画(道路)見直しの基本方針」に基づき路線の評価

大阪府

協議・調整

当該市町村

廃止候補

都市計画素案の作成(変更理由等の明確化)

地元説明会(住民等の合意形成)

都市計画変更手続き

都市計画審議会

都市計画変更

5. 見直しの結果 <都市計画道路見直しの府素案>

(H29年3月末時点)

(素案を元に、各市町村と協議を進め、手続きを行う。)

対象路線(大阪府決定): 231路線、約470km(31市6町)

	原案(H24.1)	現時点(H29.3)
廃止	約260km	約173km
存続	約181km	約148km
移譲	約 29km	約 52km
協議中	—	約 97km

➤大阪府内の市町村でも同様の見直しを実施。

6. 今後の進め方

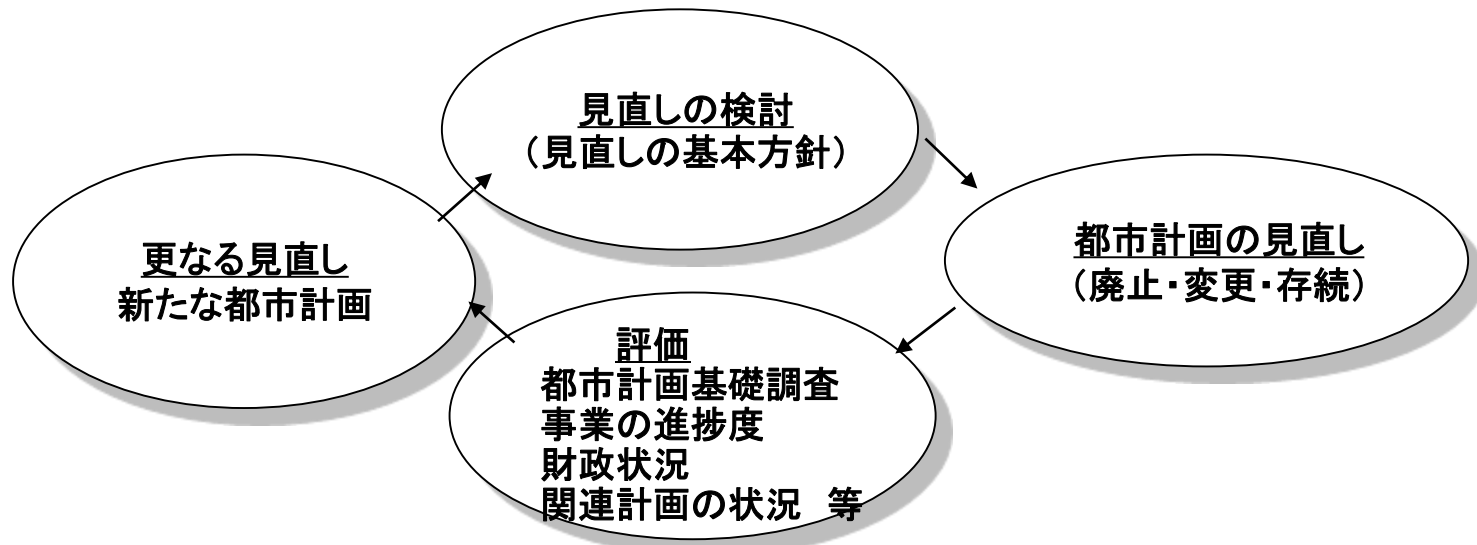
定期的な見直し

⇒ 概ね10年に1度

急激な社会経済情勢・財政状況の変化

⇒ 都市計画道路の必要性・実現性が変化

都市計画道路見直しのイメージ



⇒⇒ 適宜必要な時期に見直し